

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公表番号】特表2007-515400(P2007-515400A)

【公表日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2007-022

【出願番号】特願2006-540401(P2006-540401)

【国際特許分類】

C 07 D 239/34	(2006.01)
C 07 D 403/12	(2006.01)
C 07 D 401/12	(2006.01)
A 61 K 31/506	(2006.01)
A 61 K 31/5377	(2006.01)
A 61 K 31/551	(2006.01)
A 61 K 31/505	(2006.01)
A 61 P 35/00	(2006.01)
A 61 P 43/00	(2006.01)

【F I】

C 07 D 239/34	C S P
C 07 D 403/12	
C 07 D 401/12	
A 61 K 31/506	
A 61 K 31/5377	
A 61 K 31/551	
A 61 K 31/505	
A 61 P 35/00	
A 61 P 43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

用語“使用”が新規な本発明の化合物に関連してその後に記載されているとき、これには、それぞれの本発明の態様のいずれか1個またはそれ以上が含まれる：別段記載がなければ、適当かつ好都合なように、(とりわけチロシン)タンパク質キナーゼ依存性疾患の処置における使用、該疾患の処置における使用のための医薬組成物の製造を目的とした使用、該疾患の処置における新規な本発明の化合物の使用方法、該疾患の処置における使用のための新規な本発明の化合物を含む医薬組成物、および該疾患の処置における使用のための新規な本発明の化合物を意味する。特に、処置されるべき疾患であり、故に新規な本発明の化合物の使用に好ましい疾患は、下記の(とりわけチロシン)タンパク質キナーゼ依存性(“依存性”はまた、“単なる依存”だけでなく“支持”を意味する)疾患、とりわけ対応する増殖性疾患、よりとりわけc-Abl、Bcr-Abl、Flt-3、RET、VEGFRおよび/またはTek、とりわけFlt-3活性に依存する疾患、とりわけこれらの特定のタンパク質チロシンキナーゼの下に下記の疾患から選択される。新規な本発明の化合物により阻害され得る他のキナーゼには、血小板由来増殖因子受容体(P

D G F - R ) 、 繊維芽細胞増殖因子受容体 ( F G F - R ) 、 インスリン様成長因子 I 型受容体 ( I G F - I R ) 、 とりわけ E p h B 4 受容体のような E p h 受容体、 c - K i t 、 M e t 、 c - S r c 、 R a f および r a s が含まれる。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 3 8 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 3 8 4】

アビセルは、微結晶セルロースである ( F M C 、 P h i l a d e l p h i a 、 U S A ) 。

P V P P X L は、架橋されたポリビニルポリピロリドンである ( B A S F 、 G e r m a n y ) 。

エアロジルは、二酸化ケイ素である ( D e g u s s a 、 G e r m a n y ) 。